

山梨県公報

号外第七十六号

平成二十三年

九月三十日

金 曜 日

目 次

条 例

山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(人事課)

1 行財政改革の推進等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正

平成二十三年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる職員の給料について、同表の中欄に掲げる率をそれぞれ同表の下欄に掲げる率に引き下げ、当該率を当該給料の額に応じて得た額を減額することとした。

知事	百分の十二	百分の十
副知事 公営企業管理者 教育長	百分の九	百分の七
常勤監査委員	百分の九	百分の四

(二) 山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正

平成二十三年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる職員の給料について、同表の中欄に掲げる率をそれぞれ同表の下欄に掲げる率に引き下げ、当該率を当該給料の額に応じて得た額を減額することとした。

管理職手当の支給を受ける者のうち知事が定める者	百分の六	百分の四
管理職手当の支給を受ける者(知事が定める者を除く。)	百分の四	百分の三

2 この条例は、平成二十三年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十九号

山梨県知事等の給料の特例に関する条例及び山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県知事等の給料の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に、「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の九」を「百分の七」に改める。

第二条及び第三条中「百分の九」を「百分の七」に改める。

第四条中「百分の九」を「百分の四」に改める。

(山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年山梨県条例第五百号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「第

三号」を「次号」に、「百分の六」を「百分の四」に改め、同項第一号中「百分の四」を「百分の三」に改め、同項第三号を削る。
附則第二項中「平成二十三年九月三十日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。